

盛岡市水道工事 標準仕様書

令和~~6~~7年~~10~~4月1日以降適用

盛岡市上下水道局

第 1 章 総 則

いて完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-12 建設副産物

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあたっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員及び検査職員に提示しなければならない。
3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、**法令等に基づき**、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に**含めその写しを添付して**監督職員に提出しなければならない。**また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。**
5. **受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。**
6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、**法令等に基づき**、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に**含めその写しを添付して**監督職員に提出しなければならない。**また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。**
7. **受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果（再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票）は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。**
8. **受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」の内容を、委託**

した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

9. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。
610. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
711. 受注者は、建設廃棄物の処理後速やかに、建設廃棄物処理結果報告書（様式第22号）に処理状況写真を添えて監督職員に提出しなければならない。
812. 受注者は、工事で発生する建設廃棄物のうち、岩手県内の最終処分場（中間処理施設経由を含む）に搬入される産業廃棄物については、岩手県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
913. 受注者は、石綿セメント管を撤去する場合には、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則を遵守しなければならない。

1 - 13 工事实績情報の作成、登録申請

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、完了時は完成検査後10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

なお、変更時と完了時の期間が10日間（土・日曜日及び祝日を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

1 - 14 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1. 監督職員は、工事が契約図書どおりにおこなわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
2. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資

第 3 章 施工管理

4. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
5. 受注者は、工事の施工に当たり発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負うものとし、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭については事前に設置換えや移設を行い、工事完成時までには復元しなければならない。
6. 本条で規定する事項については、受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

3 - 3 工事中の安全確保

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和~~3~~4年~~3~~2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通知、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
2. 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して、災害の防止を図らなければならない。
4. 土木工事に使用する建設機械の設定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上又は地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
6. 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
7. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の表示をしなければならない。
8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
9. 受注者は、工事箇所及びその周辺において積雪があった場合、通行の支障とならないよう除雪を行うとともに標識、工事標示板等に付着した雪は払い落とし、見やすいものとしておくこと。
10. 受注者は、受注者の負担と責任において現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
11. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員からの請求

3. 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は1-22第5項及び第7項の規定に従い対応しなければならない。
4. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

3 - 5 文化財の保護

1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、工事に携わる全ての関係者に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を一時中止したうえで、速やかに監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。
2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

3 - 6 沿道居住者への広報

1. 受注者は、工事着手に先立ち現場付近の住民に対し工事の目的、工期について十分な広報を行い、工事に対する理解と協力を得られるよう努めなければならない。
(記載例 、記載例)
2. 工事に伴い通行の禁止又は制限を必要とする場合は、関係官公庁その他の許可を得て、その許可条件及び監督職員の指示に従い付近住民に説明し理解と協力を求め、又必要な箇所に指定の標示板等を設けなければならない。

3 - 7 交通安全管理

1. 受注者は、工事に用いる運搬路として、公衆に供する通路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第28条によって処置するものとする。
2. 受注者は、工事に用いる車両による土砂、工事に用いる資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2-6年3-7月改正 内閣府・国土交通省令第44号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日付け国道利37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知、平成18年3月31日付け国道利38号・国道国

防第206号) 」及び保安施設設置基準(岩手県県土整備部道路環境課通知、平成18年4月28日付け道環第32号)に基づき、安全対策を講じなければならない。

4. 受注者は、設計図書において指定された工事中道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事中道路の維持管理及び補修を行うものとする。
5. 受注者は、指定された工事中道路の使用開始前に当該道路の維持、管理、補修及び使用方法等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を自らの費用負担で行わなければならない。
6. 発注者が工事中道路に指定するもの以外の工事中道路は、受注者の責任において使用するものとする。
7. 受注者は、設計図書に他の受注者と工事中道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
8. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
9. 同一路線で工事現場が近接する場合、それぞれの工事現場間隔が300m以上となるように作業帯を設けなければならない。
10. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成~~34~~令和4年~~3-4~~月改正 政令第~~44~~198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和~~2-7~~年~~6-3~~月改正 政令第~~484~~335号)第22条における制限を越えて建設機械、資材等を積載して運搬するときには、道路交通法(令和~~2-7~~年~~6-3~~月改正 法律第~~523~~2号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。
11. 受注者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のため安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務に係る検定(1級または2級)の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、受注者は交通誘導警備業務を警備業務者に委託した場合、かつ、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の~~5-6~~の項の規定により都道府県公安委員会が認定した路線において交通誘導を行う場合にあっては、交通誘導を行う現場ごとに必ず交通誘導警備業務に係る検定(1級または2級)の合格者を1人以上配置するものとし、合格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。

3 - 8 爆発及び火災の防止

1. 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければな

第 5 章 土 工

第5章 土 工

5 - 1 適用

本章は、管路工事の土工その他これに類する事項について適用するものとし、一般的技術内容については、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和~~3~~4年~~3~~2月）及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）によるものとする。

5 - 2 布設位置の選定

1. 管布設の平面位置及び埋設深さ（土被り）は、設計図書、現地調査並びに必要な応じた試験掘により状況把握のうえ選定するものとする。
2. 埋設深さ（土被り）は、下層路盤の下面から30cm下がりをもととするが、管の口径が300mm以下の場合、最小埋設深さは90cmとする。また、管の口径350mm以上となる場合、最小埋設深さは120cmとする。ただしマウントアップの歩道に管を埋設する場合、将来の歩道切り下げ等を考慮し、マウントアップの高さ分（埋設深さ（土被り）＝最小埋設深さ＋マウントアップ高さ）を加えるものとする。

5 - 3 埋設物等調査

工事区域内にある埋設物等について、形状寸法、管種、管径、土被り、埋設年、圧力等の状況などを管理者の図面と照合しながら平面位置及び深さ等を確認する。

ガス管、ケーブル等破損することにより住民生活に大きな影響を与える施設、または、重大事故につながる恐れがある施設が埋設されているときは必要に応じ、各管理者の立会いのもとで試験掘を行うものとする。これらにより確認された事項については、文書及び図面等に残しておくこと。

主な埋設物は次のとおりである。

（1） 地上物件

電柱、空中線、街路樹、公衆電話等

（2） 地下物件

上下水道管、ガス管、ケーブル（電気、電話、高速通信）、有線テレビ等

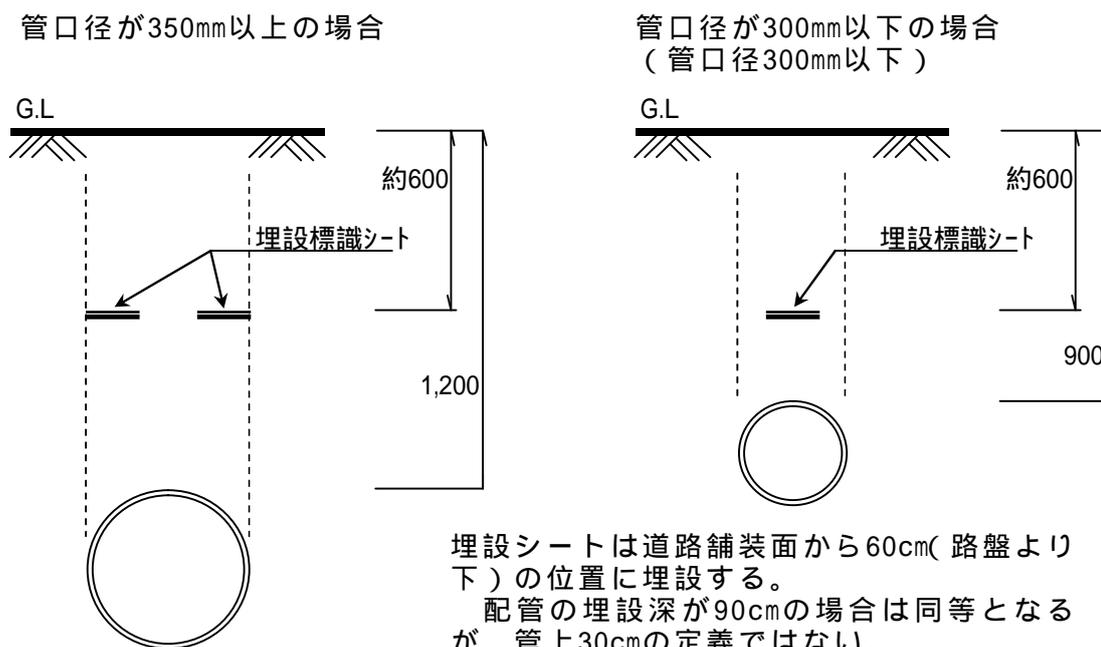
5 - 4 床掘工

1. 床掘は、あらかじめ標示施設、保安施設、土留、排水、覆工、残土処理方法、埋戻材料、その他必要な諸般の準備を整えたいうえ着手しなければならない。
2. 舗装切断時に現場内で発生する排水（汚泥）は、放流することなく、産業廃棄物処理法に基づき、回収・運搬・処理しなければならない。

なお、排水が伴わない工法を採用する場合は監督員と別途協議し、発生する粉塵等については適正に処理しなければならない。

5 - 11 埋設標識シート等の設置

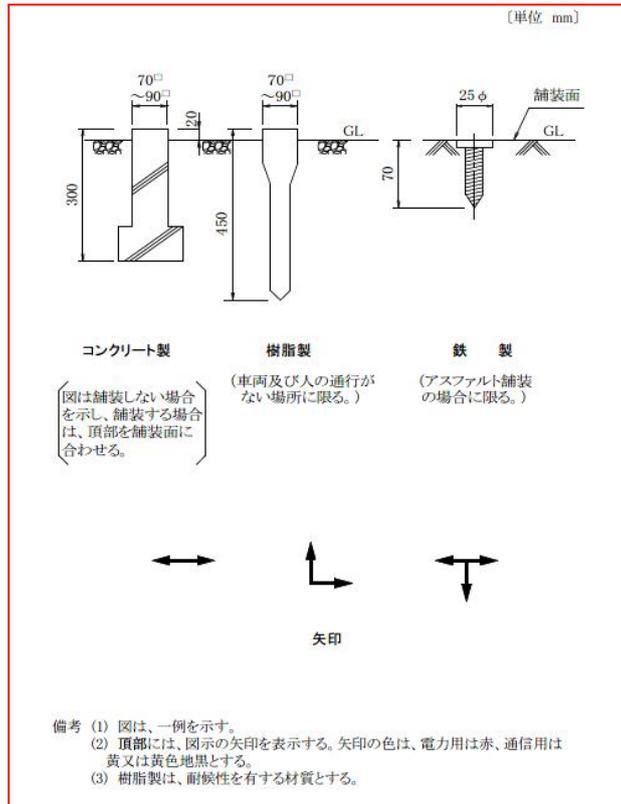
1. 埋設標識シートは、埋設深度（土被り）が1.2m未満の場合は、青地に「浅埋」と記入された材質のものを使用するものとする。ただし部分的に1.2m以上となる場合は、同一の材料を使用しても良い。
2. 埋設標識シートは、監督職員の指示により、車道・歩道共に土被り60cm程度の位置（下層路盤の下側等。）に設置するものとする。
3. 管口径が350mm以上の場合（埋設深1,200mm）は、下図のとおり標識シートを横に2条設置するものとする。



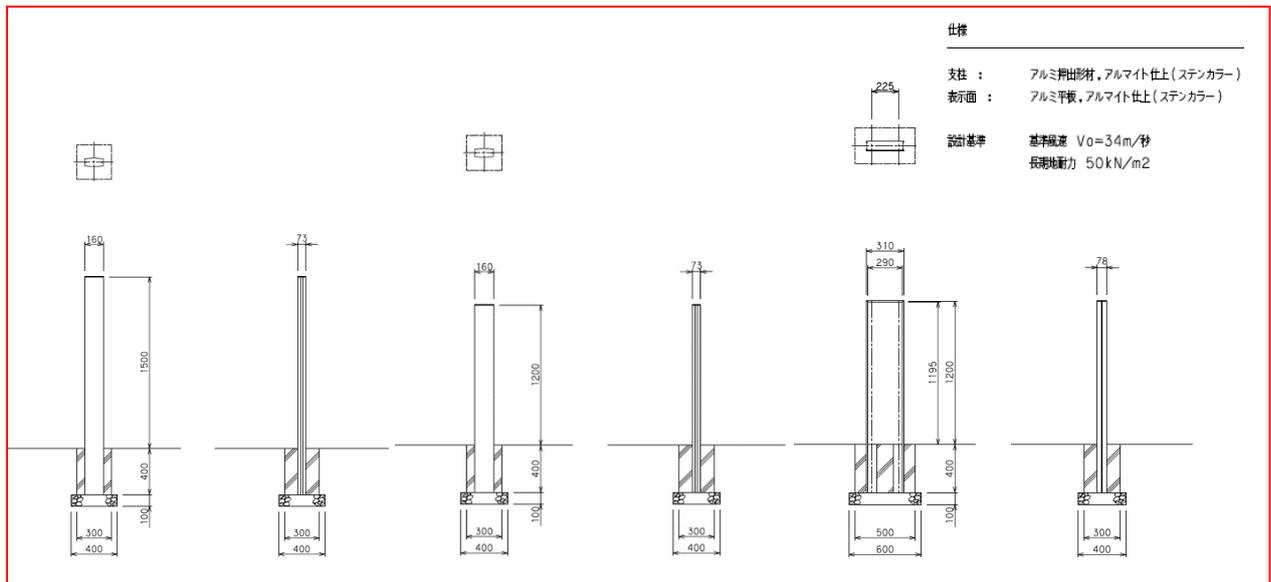
4. 一般交通に供する道路以外に水道管（給水管を除く）を埋設する場合は、埋設標識シートその他、埋設標示杭、埋設標示鉾又は埋設標示板を設置するものとする。
(参考図5-1)
なお、埋設標示の方法や設置箇所等の詳細については監督職員と協議し、決定すること。

参考図5-1

埋設表示杭、埋設表示鉄



埋設表示板



5 - 12 殻等運搬処理工

受注者は、殻、発生材等の処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないようにしなければならない。

第 1 0 章 工事現場等に掲げる標識類

7. 作業主任者

(単独と一覧表の例)

**型わく支保工の組立て等
作業主任者の職務**

1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取除くこと。
3. 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者
氏 名

作業主任者一覧表

作業区分	氏 名
型山の構築作業主任者	
型取作業主任者	
土留支保工作業主任者	
型わく支保工組立て等作業主任者	
コンクリート造工作物の養生等作業主任者	

作業主任者の共通業務

1. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮し、作業状況を監視する。
2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取除くこと。
3. 安全带、保護帽等安全器具の使用状況の監視、点検をする。
4. 作業主任者は現場での作業状態と作業進捗を正確把握し、労働者の事故防止に努める。

- (1) 掲示場所：作業場の見やすい箇所
- (2) 標識寸法：規定なし
- (3) 掲示根拠：労働安全衛生法 第14条
労働安全衛生規則 第18条
労働安全衛生法施工令 第6条

8. 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び
再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

(掲示例：再生資源利用計画書－現場掲示用－)

再生資源利用計画書 ー現場掲示用ー

1. 工事概要		法人番号		作成・更新年月日			
発注者の番号、名称又は氏名		株式会社		令和 年 月 日			
		会社所在地	TEL	工事責任者			
工事名	工事施工場所	工期	令和 年 月 日	自	日		
2. 建設資材利用計画							
建設資材（新材を含む全体の利用状況）			左記のうち、再生資材の利用状況				
分類	規格	主な利用用途	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所	再生資源 利用率 (B)/(A)×100
コンクリート			0.000 トン	0.000 トン			0 %
コンクリート （ポンプ車等による供給）			0.000 トン	0.000 トン			0 %
アスファルト・ コンクリート			0.000 トン	0.000 トン			0 %
土砂			0.000 トン	0.000 トン			0 %
砕石			0.000 ㎥	0.000 ㎥			0 %
合計			0.000	0.000			0 %

(掲 示 例 : 再 生 資 源 利 用 促 進 計 画 書 - 現 場 掲 示 用 -)

再生資源利用促進計画書 一現場揭示用一

1. 工事概要		法人番号			作成・更新年月日	令和 年 月 日
発注者の商号、名称又は氏名	-	請負会社名			工事責任者	
		会社所在地	TEL			
工事名		工事施工場所		工期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③ 小数点第三位まで	現場内利用		現場外搬出について				再生資源 利用促進率 % (%)
		②利用量 小数点第三位まで	③うち現場内 改良分 改良分 小数点第三位まで	搬出先名称	搬出先場所住所	搬出先の種類	④現場外搬出量 小数点第三位まで	
コンクリート等	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			トン トン トン トン トン トン トン トン トン トン	0.000 トン 0%
建設副産物(コンクリート等)の 改良分(改良土)	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			トン トン トン トン トン トン トン トン トン トン	0.000 トン 0%
建設副産物(コンクリート等)の 改良分(改良土)	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			トン トン トン トン トン トン トン トン トン トン	0.000 トン 0%
第一種 建設副産物	0.000 トン	0.000 トン	0.000 トン	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			トン トン トン トン トン トン トン トン トン トン	0.000 トン 0%
第二種 建設副産物	0.000 堆山m ³	0.000 堆山m ³	0.000 堆山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³	0.000堆山m ³ 0%
第三種 建設副産物	0.000 堆山m ³	0.000 堆山m ³	0.000 堆山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³	0.000堆山m ³ 0%
第四種 建設副産物	0.000 堆山m ³	0.000 堆山m ³	0.000 堆山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³	0.000堆山m ³ 0%
第五種以上の副産物	0.000 堆山m ³	0.000 堆山m ³	0.000 堆山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³	0.000堆山m ³ 0%
資源土等 (建設副産物)	0.000 堆山m ³	0.000 堆山m ³	0.000 堆山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3 搬出先4 搬出先5 搬出先6 搬出先7 搬出先8 搬出先9 搬出先10			堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³ 堆山m ³	0.000堆山m ³ 0%

* 発注者と協議し、必要に応じて記載

< 要 領 >

① 施工計画書作成要領

② 家屋・井戸調査要領

③ 工事写真撮影要領

④ 工事完成図面作成要領

⑤ ポリピッグを用いた管内洗浄作業要領

< 要領 >

施工計画書作成要領

1. 適用

この要領は、受注者がどのような工法、工程及び組織等で施工するかを明らかにするため、契約及び現場条件の検討を行い、盛岡市上下水道局に提出する施工計画書の標準項目を定めるものである。

2. 施工計画書の作成及び提出

受注者は、契約締結後20日以内に、工事請負契約書、及び設計図書に基づき、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。ただし、受注者は維持工事または簡易な工事等においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

3. 標準項目

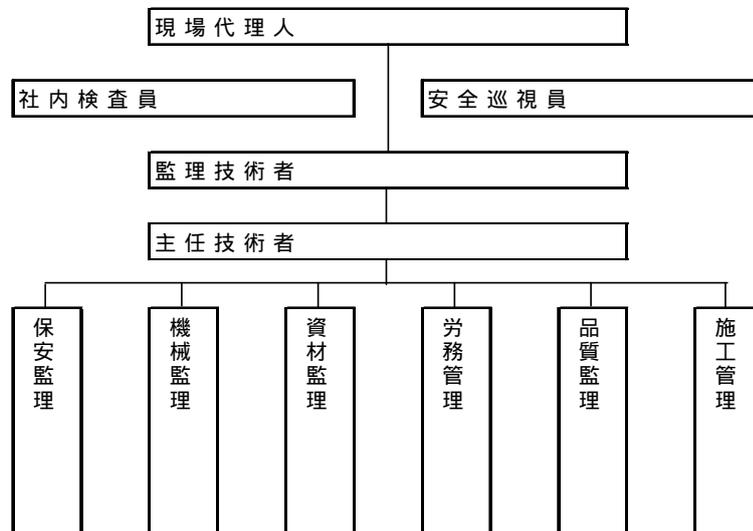
(1) 工事概要

工事の名称	請負金額
工事の場所	発注者
契約年月日	受注者
工事の期間	工事内容(主要工種、延長)

(2) 実施工程表

(3) 現場組織図

(例)



(4) 安全管理（安全管理計画）

機械取扱い責任者の指導（日常点検の徹底）
 作業方法の安全確認と指導
 道路交通法の厳守
 工事標識、バリケード、その他保安施設の点検整備
 飛来落下事故防止
 衛生用具、緊急用具の点検整備
 第三者災害の防止
 現場内での安全に関する巡視点検
 公害対策

(5) 主要機械（機械名、形式性能、台数等）

(6) 主要資材（材料名、品質、規格、数量等）

(7) 施工方法

準備工（測量、調査、試験堀、材料手配、道路使用許可、工事協力広報）
 土工（舗装切断工、掘削工、土留工、埋戻工、舗装仮復旧工等）
 管布設工（布設工、消火栓設置工、給水管切替工、水圧試験、管洗浄等）
 舗装本復旧工

(8) 施工管理計画（工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理等）

(9) 緊急時の体制及び対応（警察署、消防署、労働基準監督署、道路管理者、病院、東北電力、NTT、盛岡ガス等）

緊急連絡体制図（例）は別図1を参照、現場代理人は常に連絡を取ることができる連絡先（携帯電話等）を記入すること。

(10) 交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について記載すること。
 迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導警備員等の配置について記載すること。
 実際の現場状況を反映した具体的な保安施設配置計画（作業時、休憩時）を図示して説明し、道路部及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等について記載すること。

(11) 環境対策

(12) 現場作業環境整備

(13) 再生利用の促進

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（共通仕様書「岩手県県土整備部」様式）を添付すること。

(14) その他（添付書類）

配水管配管図

給水管切替図

土石の堆積場所

本体工事から離れた土地に当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を一時的に堆積する場合に添付すること。

< 要領 >

工事写真撮影要領

1. 適用

この工事写真撮影要領は、送配水管工事の工事写真の撮影に適用する。

2. 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。

- (1) 着手前及び完成写真（既設部分写真等を含む）
- (2) 施工状況写真
- (3) 安全管理写真
- (4) 使用材料写真
- (5) 品質管理写真
- (6) 出来形管理写真
- (7) 災害写真
- (8) その他（公害、環境、補償等）

3. 写真の色彩

写真はカラーとする。

4. 工事写真の整理方法

工事写真の整理方法は次によるものとする。

- (1) 工事写真は電子媒体で提出し、「電子納品基準」によるものとする。
- (2) 監督職員と協議のうえ、工事写真を印刷で提出する場合は、「工事写真帳作成基準」によるものとする。
- (3) 整理については、工事全体の流れがわかるものを作成し、工種毎に工事過程（着手前、施工状況、出来形管理、完成等）が容易に把握できるようにする。
- (4) 同じ工種が繰返すものについては、代表的な1サイクルの写真を整理し、その他は必要に整理する。
- (5) 施工状況、安全管理、使用材料、品質管理、出来形管理写真等は、それぞれ分類して整理する。

5. 工事写真の撮影基準

工事写真の撮影は、別表3-1「撮影箇所一覧表」に示すものを標準とする。

- (1) 写真撮影にあつては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに

写しこむものとする。

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理するものとする。

工事名

工種等

測点（位置）

設計寸法

実測寸法

略図

- (2) 特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。
- (3) 配管状況撮影は、作業日毎の配管状況が確認できるものとし、小黒板に配管図を記載し全景を撮影するものとする。ただし、配管図の寸法等を読み取れない場合は、別に小黒板を撮影し、添付すること。

6 . 留意事項等

別表3-1「撮影箇所一覧表」の適用について、次の事項を留意するものとする。

- (1) 撮影項目、撮影頻度等は標準を示したものであるから、工事内容により必要に応じて増減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影しなければならない。
- (4) 公的機関で実施された品質証明書を保管、整備した場合には品質管理写真を省略することができる。
- (5) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を添付する。

別表 3-1-(1)

【撮影箇所一覧表(1)】

	撮 影 種 目	撮 影 要 領	撮影箇所 整理枚数
(1)	工事着工前 完成	工事標識を入れた全景写真 施工前と完成後の状況を同一箇所 で同一方向から撮影する	測点毎
(2)	試験堀	掘削した箇所について、その施設物の 形状寸法及び深度等、黒板に記入し て撮影する	各箇所
(3)	仮設設備 及び資材管理	材料置場、材料検査、保管、工事用 機械器具等の管理状況などを撮影 する	4枚程度/ 全体
(4)	保安施設	保安施設の設置状況が確認できる もの	主要箇所
(5)	土留工	矢板工の設置状況が確認できるもの	測点40m毎
(6)	水替工	使用ポンプ、排水状況が確認できる もの	測点40m毎
(7)	覆工	覆工板の設置状況が確認できるもの	各箇所
(8)	舗装版切断工	コンクリート、アスファルト舗装の カッター作業状況（スタッフ等により 切断幅が確認できるも） 舗装切断時に発生する汚泥の回収・ 処理状況	測点40m毎
(9)	床掘工	機械床掘の状況 基面整正状況 スタッフ等により、幅、深さ等の出来 形寸法が確認できるもの	測点40m毎
(10)	残土処理工	運搬積み込み（機械又は人力積み 込み）の状況	測点40m毎
		残土捨場の状況 産廃処理場の処分状況	5枚程度/ 全体
(11)	管防護砂埋戻工	スタッフ等により一層厚さ毎の出来 形寸法が確認できるもの	測点40m毎
(12)	埋戻工	スタッフ等により埋戻材一層厚さ毎 の出来形寸法が確認できるもの 埋設標識シート設置状況	測点40m毎
(13)	管布設工	管の吊り込み状況 管内部清掃状況 管明示テープ貼付状況 トルクレンチの締付け状況 配管時状況（スタッフにより土被りの 確認できるもの） ポリエチレンスリーブ（テープ、ゴ ムバンド含む）設置状況 管探知ワイヤ設置状況	測点40m毎
		管切断（溝切り）状況 溝ゲージ計測状況 切断面の塗料塗布状況 挿し口リング設置状況	切断箇所
		異形管布設状況（全景） ライナ設置状況 既設管との連絡状況（全景） ガス管、NTTケーブルなどとの交 差、近接状況及び寸法が確認でき るもの	各箇所

別表 3-1-(2)

【撮影箇所一覧表(2)】

	撮 影 種 目	撮 影 要 領	撮影箇所 整理枚数
(14)	消火栓設置工	設置状況(全景) 基準高(舗装仕上がり面から上胴部最下面までの距離)が確認できるもの(地上式の場合)	各箇所
(15)	仕切弁筐設置工 各種弁室設置工	舗装面と仕切弁筐、各種弁室鉄蓋の段差状況が確認できるもの	各箇所
(16)	舗装仮復旧工	舗装状況が確認できるもの スタッフ等により厚さが確認できるもの	測点40m毎
(17)	弁室等の構造物 基礎工 コンクリート工	掘削断面の出来形寸法の確認できるもの スタッフにより基礎砕石又はコンクリート構造物の幅、厚さの出来形寸法が確認できるもの 型枠の据付け状況 鉄筋の径別配筋状況 コンクリートのスランプ試験状況 コンクリートの強度試験状況 完成写真(全景)	各箇所
(18)	給水管切替工	スタッフにより土被りが確認できるもの スタッフにより出来形寸法が確認できるもの サドル分岐、ポリエチレンシート施工状況 メーターボックスの設置状況(ブッシュリベット又はストッパーの設置状況、中蓋の設置状況、水栓番号・部屋番号等の記載状況等) 配管状況が確認できるもの	各戸毎 (指示のある時は別途)
(19)	管洗浄工 (ポリピッグ洗管)	ポリピッグを挿入している状況 管によるポリピッグの排出状況 仮設配管状況 残留塩素濃度測定記録写真	挿入時 排出時 各箇所
(20)	水圧試験	水圧試験立会 検査状況 試験開始前後の水圧及び時間経過が確認できるもの	水圧試験毎
(21)	舗装本復旧工 (土工)	舗装切断工 作業状況 掘削工 掘削状況 路盤工 出来形寸法の確認ができるもの ローラ又はタンパによる転圧状況 スタッフにより厚さの出来形寸法の確認できるもの	測点40m毎
(22)	舗装本復旧工 (表層・基層)	アスファルト乳剤散布状況 合材舗設状況 ローラ又はタンパによる転圧状況 合材の初期締固め時の温度確認	測点40m毎 各箇所
(23)	充填工	使用充填材確認(納入量確認) プラント全景 充填材注入配管(起点側・終点側) 練混状況 充填確認(終点側) 充填量確認(充填後)(チャート紙又は充填材空袋)	各箇所

< 要領 >

工事完成図面作成要領

1. 適用

- (1) この要領は、配水管等管路及び付属構造物を新設、移設または撤去する工事の受注者が上下水道局に提出する工事完成図面（別図4-2「完成図記述例」参照）を作成する際の要領を定めるものである。
- (2) 作図一般、記号、線の一般的用法その他この要綱に定めのないものは、JIS(Z) 8310～8318、土木学会「土木製図基準」及びその他関係規格によること。

2. 工事完成図面の作成

提出する完成図面は、下図を作成し、監督職員の事前審査を受けた後、トレース仕上げ、またはCADにより製図すること。

なお、図面はモノクロ仕上げとする。

3. 図面の様式

完成図面の大きさは原則としてA1判とし、別図4-1-(1)により輪郭線を設けること。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議し、その指示によること。

4. 作図表現

(1) 図面標題の表示

別図4-1-(2)「標題の整飾図」により、図面の右上に記入すること。

(2) 位置図

位置図の縮尺は1/10,000とする。ただし、施工延長の長い工事や施工範囲の広い工事の作成にあたっては、作成方法について監督職員と打ち合わせを行ったうえで作成すること。

なお、平面図が2枚以上になる場合、位置図に平面図の区分図を記入すること。

(3) 工事概要の表示

表示位置

工事概要は、原則として位置図の下段に記入すること。

記述事項

工事概要には、工種及びその管種、管径、付属弁栓類等施設、数量のほか、監督職員が必要と認めた事項について記述すること。

(4) 平面図（配管詳細図含む）

縮尺

平面図の縮尺は1/500とする。

なお、これにより難しい場合は監督職員と協議し、その指示によること。

文字の大きさ

A 2 に縮小した場合でも判読できるものとする。

工事施工箇所の表示

工事施工箇所については、背景図と明瞭に区別できるよう太線で作成することとし、引き出し線により工事概要に記述する事項のほか、管の接合形式、管の内面処理、消火栓番号、その他監督職員が必要と認めた事項を表示すること。

管路の表示

新設管は太い実線、既設管は新設管と区別できるよう細い実線、または細い点線にて表示のうえ、管路記号、口径及び工事番号を記述すること。また、用途を廃止又は既に廃止している管は細線上に斜線で表現し、「掘上撤去」「継続占用(充填無)」「継続占用(充填有)」「新規占用(充填有)」等の表示をすること。

管路の布設延長

実測した距離（異形管も含む）で表示すること。

管の埋設位置及び土被りの表示

管の埋設位置及び土被りは、官民境界線から管の埋設位置までの離れ及び土被りを実測し、引き出し線の上段に離れを、下段に土被りを表示する。

なお、表示する箇所は、事前に監督職員と打ち合わせを行いその指示によること。

地盤高の表示

平面図には監督職員の指示により、水道施設管理図または道路現況平面図に記述されている単点標高を表示すること。

詳細図

道路横断、水路横断、伏せ越し、鉄道横断箇所等で監督職員が指示する箇所については、平面、断面等の詳細図を作成すること。

給水管の表示

各戸の給水管は、分岐箇所から家屋（メータ位置）までの管路、管種及び口径、止水栓位置・メータ位置並びにメータ口径について、記号等を用いて表示すること。

また、家屋枠内には水栓番号—**使用者名**及び所在地を記述すること。

貯水槽の表示

貯水槽までの管路、管種及び口径並びに貯水槽の有効容量を記述すること。

(5) 配管図

配管図は配管状況及び配管材料の使用状況、既設配管との接続状況が解るよう管路記号を用いて作図すること。特に、既設管との接続部分の配管状況については、既設配管を省略することなく詳細に記入すること。

新設管と既設管は容易に区別できるよう線種を使い分けるなどして記述するものとし、詳細については監督職員の指示により作成すること。

異形管類は、管路記号だけで判別できない場合、品名、形状寸法、切管種別等を必ず記入すること。

弁栓類（仕切弁、排水弁、消火栓）は始点から終点に向かって、弁栓類別に通し番号（ ）を付け、通し番号に対応した弁栓類一覧表を作成すること。

弁栓類一覧表のうち、仕切弁一覧表には仕切弁番号、口径、仕切弁種別、設置年度、仕切弁型式、スピンドル深度、製造メーカー、本管埋設深度、継足棒の有無を記載すること。

弁栓類一覧表のうち、排水弁一覧表には排水弁番号、口径、排水弁種別、設置年度、排水弁型式、製造メーカー、補修弁種類、補修弁メーカー、本管口径、本管埋設深度を記載すること。

弁栓類一覧表のうち、消火栓一覧表には消火栓番号、消火栓種別、設置年度、消火栓型式、製造メーカー、補修弁種類、補修弁メーカー、本管口径、本管埋設深度を記載すること。

布設替工事等により既設管の用途を廃止した管については、平面図の管路表示と同様の手法を用いて表示すること。

(6) 縦断図

縦断図は作成することを原則とするが、次の場合は省略することができる。

道路形状に変化を伴わない移設、管種及び口径変更等の場合。（他工事関連）

平坦地で口径250mm以下かつ、延長500m以下の場合。

(7) 横断図

既存道路内の場合は、道路形態の変化する箇所で作成し記入すること。

道路工事等を伴う場合は、監督職員の指示する測点で作成し記入すること。

横断図作成箇所については、平面図に位置及び方向、または測点を記述すること。

横断図には新設管及び残存管の埋設位置・深さを明示すること。なお、他の地下埋設物の種類、埋設位置、深さについても可能な限り明示すること。

(8) 給水管切替図

各戸の給水管切替図は、メータ上流側は分岐箇所からメータまでの詳細な配管を、メータ下流側は最初の曲管類または異種管継手までの配管と距離を必ず明示すること。

なお、メータの移設を行った場合には、必ず明示すること。

(9) オフセット図

消火栓、仕切弁、空気弁、止水栓等弁栓類、工事始終点、管末のオフセットについては、できるだけ3箇所以上の地上構造物等から距離を実測し記入すること。異形管類については、監督職員と打ち合わせのうえ、その指示により記入すること。弁栓類オフセットは、始終点、異形管等オフセットと分けて作成すること。

なお、原則としてオフセット図は平面図と兼用し作成してはならない。

(10) 構造図

地下式消火栓室、空気弁室、排水弁室等の構造図を記入すること。

5. 図式記号

図式記号は、別表4-1「管路記号一覧表」を用いて表示すること。

6 . 工事完成図面の保存

完成図面は、別に定める電子記憶媒体作成仕様（別表 4 - 2）に基づき電子記憶媒体に保存すること。また、別表 4 - 3「工事完成図面情報入力表」を併せて作成すること。